

2025年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

開催要項

目的：手話言語条例の制定を検討する自治体が増える中で、手話言語とは何か、また 手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り等について研修と情報交換を行い、効果的な手話言語条例の制定・運用を促進する。

主 催：一般財団法人全日本ろうあ連盟

共 催：手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会

日 時：2026年1月29日（木） 12:50～16:00

2026年1月30日（金） 12:50～16:00

※両日ともに、同じ内容で講義を行います。事例発表は日によって異なります

※オンライン配信はありません

会 場：大阪・東大阪市文化創造館

〒577-0034 大阪府東大阪市御厨南二丁目3番4号

近鉄奈良線八戸ノ里駅 北約200m 徒歩約5分

※駐車場は駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

※普通電車のみ停車します。

対 象：手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会の会員自治体担当者

手話言語条例を検討、制定している自治体担当者

(手話言語条例を検討している地域のろう協会役員の傍聴は可。ただし、グループトーク時の発言はご遠慮ください。傍聴は地域ろう協会からのみ、申し込みを受け付けます)

定 員：各日ともに60名ずつ

※できるだけ多くの地域の方々にご参加いただきたく、1自治体2名までお願いいたします。

参加費：無料

申込方法：所定の用紙に記入し、下記までお申し込みください。

<申込・問い合わせ先>

一般財団法人全日本ろうあ連盟 手話言語法推進事業事務局（担当：内藤・西端）

電話：03-6302-1430 / FAX:03-6302-1449 / E-mail:info@jfd.or.jp

申込締切：2026年1月9日（金）（ただし、定員になり次第締め切りとさせていただきます）

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

2025 年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

スケジュール（案）

2026年1月29日（木）・30日（金）：

時 間	内 容
12：20～12：50	受付
12：50～13：00	開会の挨拶 一般財団法人全日本ろうあ連盟
13：00～14：00	講演①「手話に関する施策の推進に関する法律について」 講師：内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）古屋 勝史氏 ※録画による講演です 講演②「手話施策推進法をスタートとして、手話言語条例を」 講師：一般財団法人全日本ろうあ連盟 副理事長 河原雅浩
14：00～14：20	事例報告 (1/29) 全国手話言語市区長会より（愛知県豊橋市） (1/30) 全国手話言語市区長会より（大阪府東大阪市）
休憩（10分）	
14：30～15：50	小グループによる意見交換 ・条例制定後の取り組みや成果について ・条例制定後、第2期以降の取り組み ・条例制定に向けた取り組み ファシリテーター 手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会・全日本ろうあ連盟
15：50～16：00	総括・閉会

※意見交換は参加者で6～7人のグループに分かれて行います。

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION